

# 雇用対策基本問題部会での議論について

# 部会での議論の経緯

---

- 平成30年11月 9日 第82回労働政策審議会 雇用対策基本問題部会  
(外国人労働者の現状の紹介、議論のキックオフ)
- 平成31年 1月15日 第83回労働政策審議会 雇用対策基本問題部会  
(見直し案の議論)
- 2月25日 第85回労働政策審議会 雇用対策基本問題部会  
(見直し案のとりまとめ)

# 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

(平成19年厚生労働省告示第276号)

## 趣旨・目的

- 雇用管理の改善及び再就職援助に関し、事業主が適切に対処するために定めたもの。
- 公共職業安定所（ハローワーク）が外国人材を雇用する事業所を訪問する際は、本指針に基づき、必要な助言・指導を行っている。

## 現行の規定事項

項目	主な内容（事業主が努めるべきこと）
①外国人労働者の募集および採用の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>・募集にあたり業務内容、賃金、労働時間、関係法令の適用に関する事項等について明示する</li><li>・求人の申込みにあたり国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない</li><li>・在留資格上、従事することが認められる者であることを確認する</li><li>・公平な採用選考に努める</li></ul>
②適正な労働条件の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的取扱いをしてはならない</li><li>・主要な労働条件について外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付する</li><li>・適正な労働時間の管理を行うほか、外国人労働者の旅券等を保管しないようにする</li></ul>
③安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人労働者が理解できる方法で安全衛生教育を行う</li><li>・労働災害防止のための指示等を理解できるよう、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努める</li><li>・健康診断を行う</li></ul>
④雇用保険、労災保険、健康保険および厚生年金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる</li><li>・厚生年金保険への加入期間が6ヶ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨説明する</li></ul>
⑤適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な人材が能力発揮しやすい環境整備に努める</li><li>・教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努める</li><li>・適切な宿泊の施設を確保するよう努める</li></ul>
⑥解雇の予防および再就職の援助	<ul style="list-style-type: none"><li>・安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努める</li></ul>

# 関連条文

## ○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）抜粋

### （事業主の責務）

第七条 事業主は、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### （指針）

第八条 厚生労働大臣は、前条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

### （外国人雇用状況の届出等）

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、事業主に対して、当該外国人の有する在留資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

二 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

三 職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

四 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

3・4 （略）

# 「外国人雇用管理指針」の見直しに当たっての視点

- 平成30年7月24日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）」において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示された。
- 現在我が国で就労している専門的・技術的分野等の外国人労働者や、これから日本で就労することを考えている外国人材にとって、我が国が魅力的な国であるためには、公正な処遇の確保等、多様な人材が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備することが必要ではないか。
- ※ 併せて、近年労働関係法令の改正や在留資格の見直しが行われており、外国人雇用管理指針においてもそれらを踏まえた対応を行う。
  - ・ 近年の労働関係法令の改正  
（例）長時間労働の是正、求人情報等の適正化 等
  - ・ 在留資格の見直し  
（例）国家戦略特区による外国人材の受入れ、技能実習制度の見直し 等